

令和3年9月定例会  
(2021年)

議案書③

9月2日提出

【条例】

市議案第 87 号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について  
手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 3 年（2021 年）9 月 2 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い個人番号カードの再発行手数料に関する規定を削除するとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(手数料の減免)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>2 <u>別表第31の1</u>の項及び2の項に掲げる手数料を減免する場合における前項第4号の規定の適用については、同号中「市長」とあるのは、「審理員（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項第3号に掲げる委員会若しくは委員若しくは機関が審査庁である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁）又は豊中市行政不服審査会」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 当分の間、住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成20年豊中市条例第23号）第2条第1号に掲げるサービスを提供する場合及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。<u>以下同じ。</u>）を用いて多機能端末機（同号に規定する多機能端末機をいう。）を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、市・府民税課税証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書又は戸籍の附票の写しの交付を受けるサービスを提供する場合における別表第1の1の項、別表第2の2の項並びに別表第33の1の項及び4の項の規定の適用については、別</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>2 <u>別表第30の1</u>の項及び2の項に掲げる手数料を減免する場合における前項第4号の規定の適用については、同号中「市長」とあるのは、「審理員（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項第3号に掲げる委員会若しくは委員若しくは機関が審査庁である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁）又は豊中市行政不服審査会」とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 当分の間、住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成20年豊中市条例第23号）第2条第1号に掲げるサービスを提供する場合及び個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて多機能端末機（同号に規定する多機能端末機をいう。）を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、市・府民税課税証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書又は戸籍の附票の写しの交付を受けるサービスを提供する場合における別表第1の1の項、別表第2の2の項並びに別表第33の1の項及び4の項の規定の適用については、別表第1の1</p>

( 現 行 )

表第1の1の項中「450円」とあるのは「350円」と、別表第2の2の項並びに別表第3の3の1の項及び4の項中「300円」とあるのは「200円」とする。

別表第20 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）関係

	事務	名称	金額
1	第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	(省 略)	
2	第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	(省 略)	
(省 略)			

別表第24 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）関係

	事務	名称	金額
(省 略)			
4	第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(省 略)	
(省 略)			
6	第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(省 略)	
(省 略)			

( 改 正 後 )

の項中「450円」とあるのは「350円」と、別表第2の2の項並びに別表第3の3の1の項及び4の項中「300円」とあるのは「200円」とする。

別表第20 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）関係

	事務	名称	金額
1	第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	(省 略)	
2	第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	(省 略)	
(省 略)			

別表第24 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）関係

	事務	名称	金額
(省 略)			
4	第12条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	(省 略)	
(省 略)			
6	第13条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	(省 略)	
(省 略)			

( 現 行 )			( 改 正 後 )		
8	第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査	(省 略)	8	第14条第15項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査	(省 略)
(省 略)			(省 略)		
1 2	第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	(省 略)	1 2	第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	(省 略)
			1 3	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証 書換え交付手数料 2, 000円
			1 4	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証 再交付手数料 2, 900円
1 3	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	(省 略)	1 5	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	(省 略)
1 4 ~ 1 6	(省 略)		1 6 ~ 1 8	(省 略)	

( 現 行 )			( 改 正 後 )				
17	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の店舗販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	薬局開設、医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証書換え交付手数料	(省 略)	19	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の店舗販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証書換え交付手数料	(省 略)
18	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の店舗販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	薬局開設、医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証再交付手数料	(省 略)	20	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の店舗販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証再交付手数料	(省 略)
別表第29 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係			別表第29 削除				
事務		名称	金額				
第17条第8項の規定に基づく個人番号カードの再発行		個人番号カードの再発行手数料	1枚 800円				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 88 号

住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する  
条例の設定について

住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように設定するものとする。

令和 3 年（2021 年）9 月 2 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成20年豊中市条例第23号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の住民基本台帳カードの利用に関する条例第4条第2項の規定により住民基本台帳カードに利用情報の記録を受けた者に係る当該住民基本台帳カードの利用については、当該住民基本台帳カードの有効期間に限り、なお従前の例による。
- 3 豊中市印鑑条例（昭和50年豊中市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成20年豊中市条例第23号）第2条第1号に規定する多機能端末機」を「本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末装置で証明書を交付する機能を有するもの」に、「同条第2号に規定する住民基本台帳カード認証機」を「本市の電子計算機と電気通信回線により接続された住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。）の認証用の端末装置」に改める。

- 4 手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成20年豊中市条例第23号）第2条第1号に掲げるサービスを提供する場合及び個人番号カード（行政手続におけ



る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて」を削り、「同号に規定する多機能端末機」を「本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末装置で証明書を交付する機能を有するもの」に改める。

市議案第 89 号

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 3 年（2021 年）9 月 2 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 <u>特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(第53条—第61条)</u></p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準</u>(平成26年内閣府令第39号)の例による。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができ</u></p>	<p>豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 <u>雑則(第53条)</u></p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法及び<u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u>(平成26年内閣府令第39号)の例による。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (省 略)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>る。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p>ア <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>イ <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3 <u>前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項第1号の電子情報処理組織とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承</u></p>	

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 (省 略)</p> <p>2 <u>第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 (省 略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 (省 略)</p> <p><u>第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準</u> (趣旨)</p> <p><u>第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。</u> (教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)</p> <p><u>第54条 特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。</u> (利用料及び特定費用の額の受領)</p> <p><u>第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受ける</u></p>	<p>育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 (省 略)</p> <p><u>第2章 雑則</u> (電磁的記録等)</p> <p><u>第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。</u></p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条におい</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)</u></p> <p><u>第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。</u></p> <p><u>(法定代理受領の場合の読替え)</u></p> <p><u>第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは</u></p>	<p><u>て同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者</u></p>



( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>「<u>利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額</u>」と、前条第2項中「<u>前項の場合において、</u>」とあるのは「<u>法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける</u>」と、「<u>当該支払をした</u>」とあるのは「<u>当該市及び当該</u>」と、「<u>交付し</u>」とあるのは「<u>交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し</u>」とする。</p> <p><u>(施設等利用給付認定保護者に関する市への通知)</u></p> <p>第58条 <u>特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)</u>に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市に通知しなければならない。</p> <p><u>(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</u></p> <p>第59条 <u>特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u></p> <p><u>(秘密保持等)</u></p> <p>第60条 <u>特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>2 <u>特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏ら</u></p>	<p>に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>5 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>6 <u>第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と</u></p>



( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>すことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。</u></p> <p><u>(記録の整備)</u></p> <p><u>第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u></p> <p><u>2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p>	<p><u>読み替えるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 90 号

北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の設定について

北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 3 年（2021 年）9 月 2 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

北部大阪都市計画に係る地区計画の変更に伴い，新千里北住宅地区地区計画の区域を A 地区及び B 地区に区分するとともに，建築物の敷地，構造及び用途に関する制限並びに緑化率の最低限度を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年豊中市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>目次</p> <p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 建築物の敷地，構造及び用途に関する制限 (第4条—<u>第8条</u>)</p> <p>第3章 建築物の緑化率の最低限度等 (<u>第9条—第14条</u>)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第15条—第18条</u>)</p> <p>第5章 罰則 (<u>第19条—第21条</u>)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (省 略)</p> <p>第2章 建築物の敷地，構造及び用途に関する制限 (第4条—<u>第11条</u>)</p> <p>第3章 建築物の緑化率の最低限度等 (<u>第12条—第17条</u>)</p> <p>第4章 雑則 (<u>第18条—第21条</u>)</p> <p>第5章 罰則 (<u>第22条—第24条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(建築物の容積率の最高限度)</u></p> <p><u>第5条 建築物の容積率は，別表の2の項に掲げる数値以下でなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は，法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する。</u></p> <p><u>(建築物の建蔽率の最高限度)</u></p> <p><u>第6条 建築物の建蔽率は，別表の3の項に掲げる数値を超えてはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用については，法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては，前項に定める数値に10分の1を加えたものをもって同項に定める数値とする。</u></p> <p><u>(建築物の敷地面積の最低限度)</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
	<p>第7条 <u>建築物の敷地面積は、別表の4の項に掲げる数値以上でなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>前項の規定(別表の4の項の規定を含む。以下この号において同じ。)を改正する条例による改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地</u></p> <p>(2) <u>前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地</u></p> <p>3 <u>法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少し</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>(建築物の壁面の位置の制限)</p> <p><u>第5条</u> 建築物の外壁又はこれに代わる柱(地盤面下に設けるものを除く。以下同じ。)の位置は、<u>別表の2の項</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p> <p><u>第6条</u> 建築物の高さは、<u>別表の3の項</u>に掲げる数値を超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>(垣又は柵の構造の制限)</p> <p><u>第7条</u> 垣又は柵(門柱その他これに類するものを除く。以下同じ。)の構造については、<u>別表の4の項</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)</p> <p><u>第8条</u> 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における<u>第4条</u>の規定の適用については、その敷地の過半が適用区域に属するときには、当該建築物又はその敷地の全部について、<u>同条</u>の規定を適用し、その敷地の過半が適用区域の外に属するときには、当該建築物又はその敷地の全部について、<u>同</u></p>	<p><u>た際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地</u></p> <p>(2) <u>第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地</u></p> <p>(建築物の壁面の位置の制限)</p> <p><u>第8条</u> 建築物の外壁又はこれに代わる柱(地盤面下に設けるものを除く。以下同じ。)の位置は、<u>別表の5の項</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p> <p><u>第9条</u> 建築物の高さは、<u>別表の6の項</u>に掲げる数値を超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>(垣又は柵の構造の制限)</p> <p><u>第10条</u> 垣又は柵(門柱その他これに類するものを除く。以下同じ。)の構造については、<u>別表の7の項</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合等の措置)</p> <p><u>第11条</u> 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における<u>第4条及び第7条</u>の規定の適用については、その敷地の過半が適用区域に属するときには、当該建築物又はその敷地の全部について、<u>これらの</u>規定を適用し、その敷地の過半が適用区域の外に属するときには、当該建築物又はその敷地の全</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>条</u>の規定を適用しない。</p> <p>第3章 (省 略) (緑化率の最低限度)</p> <p><u>第9条</u> 建築物の緑化率(建築物の緑化施設(都市緑地法第34条第2項に規定する緑化施設をいう。以下同じ。)の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、<u>別表の5の項</u>に掲げる数値以上でなければならない。 (緑化率の最低限度の特例)</p> <p><u>第10条</u> (省 略) (建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)</p> <p><u>第11条</u> 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、<u>第9条</u>の規定にかかわらず、<u>別表の5の項</u>に掲げる数値にその敷地の適用区域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値以上でなければならない。</p> <p>(違反建築物に対する措置)</p>	<p>部について、<u>これらの</u>規定を適用しない。</p> <p><u>2</u> <u>建築物の敷地が新千里北住宅地区計画に係る地区整備計画において区分された地区(以下「区分地区」という。)</u>の2以上にわたる場合における<u>第4条及び第7条の規定の適用については、その建築物又はその敷地の全部について、敷地の過半の属する区分地区に係るこれらの規定を適用する。</u></p> <p>第3章 (省 略) (緑化率の最低限度)</p> <p><u>第12条</u> 建築物の緑化率(建築物の緑化施設(都市緑地法第34条第2項に規定する緑化施設をいう。以下同じ。)の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)は、<u>別表の8の項</u>に掲げる数値以上でなければならない。 (緑化率の最低限度の特例)</p> <p><u>第13条</u> (省 略) (建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合等の措置)</p> <p><u>第14条</u> 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、<u>第12条</u>の規定にかかわらず、<u>別表の8の項</u>に掲げる数値にその敷地の適用区域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値以上でなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>建築物の敷地が区分地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、第12条の規定にかかわらず、各区分地区に係る別表の8の項に掲げる数値(建築物の緑化率に関する制限が定められていない区分地区にあっては、零)にその敷地の当該区分地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値の合計以上でなければならない。</u></p> <p>(違反建築物に対する措置)</p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p><u>第12条</u> 市長は、<u>第9条</u>若しくは前条の規定又は<u>第10条第2項</u>の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>2 国又は地方公共団体の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が<u>第9条</u>若しくは前条の規定又は<u>第10条第2項</u>の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請するものとする。</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p><u>第13条</u> (省 略)</p> <p>(緑化施設の管理)</p> <p><u>第14条</u> <u>第9条</u>又は<u>第11条</u>に規定する緑化率の算定の基礎となる緑化施設(<u>第10条第2項</u>の規定により許可に付された条件において設置された緑化施設を含む。)の管理の方法の基準は、市規則で定める。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第4章 (省 略)</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p><u>第15条</u> 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定により市長がその1又は2以上の構えを成す建築物(以下この条において「1又は2以上の建築物」という。)の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、<u>第5条</u>、<u>第9条</u>又は<u>第11条</u>の</p>	<p><u>第15条</u> 市長は、<u>第12条</u>若しくは前条の規定又は<u>第13条第2項</u>の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命じることができる。</p> <p>2 国又は地方公共団体の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が<u>第12条</u>若しくは前条の規定又は<u>第13条第2項</u>の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請するものとする。</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p><u>第16条</u> (省 略)</p> <p>(緑化施設の管理)</p> <p><u>第17条</u> <u>第12条</u>又は<u>第14条</u>に規定する緑化率の算定の基礎となる緑化施設(<u>第13条第2項</u>の規定により許可に付された条件において設置された緑化施設を含む。)の管理の方法の基準は、市規則で定める。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第4章 (省 略)</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p><u>第18条</u> 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定により市長がその1又は2以上の構えを成す建築物(以下この条において「1又は2以上の建築物」という。)の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、<u>第8条</u>、<u>第12条</u>又は<u>第14条</u></p>

( 現 行 )	( 改 正 後 )
<p>規定を適用する場合においては、当該1又は2以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。</p> <p>2 法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により市長がその1又は2以上の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと許可したものについては、<u>第5条、第9条又は第11条</u>の規定を適用する場合においては、当該1又は2以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p><u>第16条</u> (省 略)</p> <p>2 法第3条第2項の規定により<u>第5条から第7条</u>までの規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、<u>当該増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分以外の部分</u>に対しては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、<u>第5条から第7条</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(特例による許可)</p> <p><u>第17条</u> <u>第4条、第5条又は第7条</u>の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該許可の範囲内において、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> (省 略)</p> <p>第5章 (省 略)</p>	<p>の規定を適用する場合においては、当該1又は2以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。</p> <p>2 法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により市長がその1又は2以上の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと許可したものについては、<u>第8条、第12条又は第14条</u>の規定を適用する場合においては、当該1又は2以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p><u>第19条</u> (省 略)</p> <p>2 法第3条第2項の規定により<u>第8条から第10条</u>までの規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、<u>法第3条第3項第3号及び第4号</u>の規定にかかわらず、<u>第8条から第10条</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(特例による許可)</p> <p><u>第20条</u> <u>第4条から第8条</u>まで又は<u>第10条</u>の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該許可の範囲内において、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条</u> (省 略)</p> <p>第5章 (省 略)</p>



( 現 行 )		( 改 正 後 )											
<p><u>第19条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>第5条から第7条までの規定に違反した場合</u>における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>第20条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第12条第1項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) <u>第13条第1項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p><u>第21条</u> (省 略)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">建築制限の事項</th> <th style="width: 90%;">新千里北住宅地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 建築物の用途の制限</td> <td>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類</td> </tr> </tbody> </table>		建築制限の事項	新千里北住宅地区	1 建築物の用途の制限	(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類	<p><u>第22条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>第5条第1項,第6条第1項,第7条第1項又は第8条から第10条までの規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)</u>における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）</p> <p>(3) <u>建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第7条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者</u></p> <p>(4) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p><u>第23条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第15条第1項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) <u>第16条第1項</u>の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p><u>第24条</u> (省 略)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">建築制限の事項</th> <th style="width: 40%;">A地区</th> <th style="width: 50%;">B地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 建築物の用途の制限</td> <td>(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 幼稚園又は幼保連携型</td> <td>(1) 住宅(届出住宅(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第5項に</td> </tr> </tbody> </table>		建築制限の事項	A地区	B地区	1 建築物の用途の制限	(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 幼稚園又は幼保連携型	(1) 住宅(届出住宅(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第5項に
建築制限の事項	新千里北住宅地区												
1 建築物の用途の制限	(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 幼稚園又は幼保連携型認定こども園 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類												
建築制限の事項	A地区	B地区											
1 建築物の用途の制限	(1) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 幼稚園又は幼保連携型	(1) 住宅(届出住宅(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第5項に											

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
	<p style="text-align: center;"><u>するもの</u></p> <p>(4) <u>診療所</u></p> <p>(5) <u>巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物</u></p> <p>(6) <u>店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>前各号の建築物に附属するもの</u></p>		<p style="text-align: center;"><u>認定こども園</u></p> <p>(3) <u>老人ホーム, 保育所, 福祉ホームその他これらに類するもの</u></p> <p>(4) <u>診療所</u></p> <p>(5) <u>巡査派出所, 公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物</u></p> <p>(6) <u>店舗, 飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>前各号の建築物に附属するもの</u></p>
2	<u>建築物の壁面の位置の制限</u>	<p>(1) <u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離(第3号において「道路からの外壁の後退距離」という。)は, 5メートル以上でなければならない。</u></p> <p>(2) <u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離(次号において「隣地からの外壁の後退距離」という。)は, 3メートル以上でなければならない。</u></p> <p>(3) <u>前2号の規定は, 道路からの外壁の後退距離が5メートルに満たない距離又は隣地からの外壁の後退距離が3メートルに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当する場合は, 適用しない。ただし, イに該当する場合の道路からの外壁の後退距離又は隣地からの外壁の後退距離は, 1.5メートル以上</u></p>	<p>規定する届出住宅をいう。)</p> <p>又は3戸以上の長屋(同項に規定する届出住宅を除く。)を除く。)</p> <p>(2) <u>住宅で事務所, 店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち令第130条の3で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)</u>又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。)で, 延べ面積が200平方メートル未満のもの</p> <p>(4) <u>自治会等の自治活動の</u></p>

( 現 行 )		( 改 正 後 )			
	<p>でなければならない。</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(4) 豊中市道新千里2号線(以下「新千里2号線」という。)に面する建築物については、2階以下の階に限り、店舗、飲食店その他これらに類するものの用途に供する部分の外壁又はこれに代わる柱の面から新千里2号線の道路境界線までの距離を1.5メートル以上とすることができる。</p>		<p>目的の用に供するための集会所その他これに類するもの</p> <p>(5) 診療所(住宅の用途を兼ねるもののうち患者の収容施設を有しないものに限る。)</p> <p>(6) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫その他これに類するもの</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)</p>		
3	建築物の高さの最高限度	40メートル(豊中市道新千里北町歩第12号線の道路境界線からの距離が17メートル以内の区域及び豊中市道新千里北町第38号線の道路境界線からの距離が10メートル以内の区域においては、15メートル)	2	建築物の容積率の最高限度	10分の10
			3	建築物の建蔽率の最高限度	10分の5
4	垣又は柵の構造の制限	生垣、ネットフェンス、鉄柵その他これらに類する開放性のあるものとしなければならない。ただし、高さ2メートル以下の門又は塀(1.6メートルを超える部分については、ネットフェンス、鉄柵その他これらに類する開放性があるものに限る。)については、この限りでない。	4	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル
5	緑化率の最低限度	10分の2.5	5	建築物の壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離(第3号において「道路からの外壁の
					に代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。ただし、

( 現 行 )	( 改 正 後 )	
		<p>後退距離」という。)は、当該距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分がない。</p> <p>(2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離(次号において「隣地からの外壁の後退距離」という。)は、3メートル以上でなければならない。</p> <p>(3) 前2号の規定は、道路からの外壁の後退距離が5メートルに満たない距離又は隣地からの外壁の後退距離が3メートルに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当する場合は、適用しない。ただし、イに該当する場合の道路からの外壁の後退距離又は隣地からの外壁の後退距離は、1.5メートル以上でなければならない。</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる</p> <p>当該距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分がない。</p> <p>は、適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫</p>

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
		<p>柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。</p> <p>イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(4) 豊中市道新千里2号線(以下この号において「新千里2号線」という。)に面する建築物については、2階以下の階に限り、店舗、飲食店その他これらに類するものの用途に供する部分の外壁又はこれに代わる柱の面から新千里2号線の道路境界線までの距離を1.5メートル以上とすることができる。</p>	
6	建築物の高さの最高限度	40メートル(豊中市道新千里北町第38号線の道路境界線からの距離が10メー	10メートルかつ軒の高さ7メートル

( 現 行 )		( 改 正 後 )	
		ル以内の区域においては、 <u>1</u>	
		<u>5メートル)</u>	
	7 垣又は柵の構造の制限	道路に面する部分に設ける垣又は柵は、生垣、ネットフェンス、鉄柵その他これらに類する開放性のあるものとしなければならない。ただし、高さ2メートル以下の門又は塀（1.6メートルを超える部分については、ネットフェンス、鉄柵その他これらに類する開放性があるものに限る。）については、この限りでない。	
	8 緑化率の最低限度	<u>10分の2.5</u>	

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。